第　　号

　年　　月　　日

　様

　出雲市長

学生就職支援金交付決定通知書

　出雲市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり学生就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

学生就職支援金　　　　　　　　　　　　円

〔備考〕

１　出雲市は、出雲市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱第9条の規定に基づき、以下の場合には、学生就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

　・申請日から1年以内に学生就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

　・申請日から1年以内に出雲市に転入しなかった場合：全額

　（ただし、申請時に既に出雲市に住民票がある場合を除く）

・就業日から1年以内に学生就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

　（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く）

・出雲市への転入日から3年未満で出雲市以外の市区町村に転出した場合：全額

（ただし、転勤等の事由により出雲市から通勤できないことによる県内への転出を除く）

　・出雲市への転入日から3年以上5年以内に出雲市以外の市区町村に転出した場合：半額

　　（ただし、転勤等の事由により出雲市から通勤できないことによる県内への転出を除く）

２　出雲市と島根県は、出雲市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱第8条の規定に基づき、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。

報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返

還請求を行う場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |